



一般社団法人相模原青色申告会からのお知らせ

電話 (042) 756-4104
FAX (042) 753-5836

弥生会計体験教室【予約制】

青色申告特別控除55万円適用のために

弥生会計体験教室は、「これから記帳はパソコンで」という方を対象に、
【弥生会計】を使用し、会計ソフトの体験を行います。
実際に体験してみてから、導入するかご検討ください。

<1日コース> 午前：伝票の起票等 / 午後：パソコン設定・入力

<日時> 9月8日(火)

午前10時～午後3時30分頃まで(12時から1時まで昼休み)

<会場> 青色会館3階(相模原市中央区中央3-11-5)

<申込み> 事前に電話かFAXにてお申込みください。

<定員> 先着5名 <<定員になり次第締め切ります>>

<持ち物> 筆記用具

<受講料> 3,000円(資料代・パソコン借用代含む)

<講師> 本会職員

<対象者> 事業所得者(不動産所得者の方はご相談ください)

<その他> マウスの操作、文字入力ができる方を対象とします。

※本会のパソコンを使用しての体験となります。



税理士による無料相談【予約制】

<日時> 9月8日(火)・10月13日(火)・11月10日(火)

午後1時30分～(1組30分程度)

<会場> 新型コロナウイルス感染拡大防止のため電話相談となります。

対面相談が可能となりましたら予約いただいた方へ
ご連絡いたします。会場は青色会館2階で行います。

<申込み> 相談日の1週間前までに電話にてご予約ください

<定員> 各日先着4名

<相談内容> 相続税・贈与税・法人の設立・所得税・
消費税等の税務に関する個別相談

<相談員> 本会 税理士部会会員

<その他> 税理士関与されていない方が対象です



複式簿記教室【予約制】

青色申告特別控除55万円適用のために

複式簿記に必要な伝票の書き方から日々の記帳(手書き)の方法を学習します

<日時> 9月24日(木)

午前9時30分～午後4時00分頃(12時から1時まで昼休み)

<会場> 青色会館3階(相模原市中央区中央3-11-5)

<対象者> 事業所得者(不動産所得者の方はご相談ください)

<申込み> 9月15日(火)までに電話かFAXにてお申込みください。

<定員> 先着10名 <<3名未満の場合は中止となる場合もあります>>

<講師> 本会職員

<受講料> 3,000円(資料代含む)

<持ち物> 筆記用具・電卓



行事中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、例年開催しています下記の行事について、本年度は、中止とすることになりました。

その他の行事につきましても、今後の状況を見て開催を検討いたします。

- ・女性部 教養講座
- ・女性部 親睦研修バス旅行
- ・青年部 ボウリング大会



一般社団法人相模原青色申告会からのお知らせ

電話 (042) 756-4104
FAX (042) 753-5836

改正税法（所得税）説明会【予約制】

令和2年度税制改正では、青色申告特別控除や各種所得控除が改正されます。この説明会では、改正内容や適用時期などを説明します。

青色申告会・4商工会共催となります。お近くの会場又はご都合のよい日時にお申し込みください。皆様のご参加をお待ちしています。

【会場・定員・日時・住所】 下記の通り

会場	定員	日時	住所・予約電話
相模湖総合事務所 3階3A会議室	15名	9月10日(木) 13:30~15:30頃	相模湖商工会 緑区与瀬896 ☎042-684-3347
青色会館	30名	9月11日(金) 14:00~16:00頃	中央区中央3-11-5 ☎042-756-4104
津久井商工会	20名	9月15日(火) 14:00~16:00頃	緑区中野1029 ☎042-784-1744
藤野商工会	20名	9月16日(水) 13:30~15:30頃	緑区小淵1689-1 ☎042-687-2138
高相合同庁舎	50名	9月17日(木) 14:00~16:00頃	南区相模大野6-3-1 ☎042-756-4104

【申込み】 開催日2日前までに会場が商工会・総合事務所の場合は商工会へそれ以外は青色申告会まで、電話かFAXでお申し込みください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止により、マスクの着用などをして来場いただきますようお願いいたします。

また、今後の感染状況により開催を中止する場合がございますのでご了承ください。

令和2年分の所得税確定申告から**青色申告特別控除額**

65万円→**55万円**に変わります！

令和元年分まで

- ① 正規の簿記の原則で記帳(複式簿記)
- ② 申告書に貸借対照表と損益計算書などを添付
- ③ 期限内申告



令和2年分より

現状のままでは青色申告特別控除額が**55万円**に下がります。

※ただし、基礎控除が38万円⇒48万円になるため所得税は変わりません。

令和2年分も65万円控除を続けるには

- ④ ①を**電子帳簿保存**(会計ソフト等で帳簿を作成し保管する)または②を**e-Tax**で送信する

当会では、貸借対照表と損益計算書のe-Tax(電子申告)による送信は行っていませんので、65万円控除を希望される方は、電子帳簿保存による方法を勧めています

- ①~④の条件を満たすことにより、65万円控除を続けることができます

電子帳簿保存を行うには…「弥生会計ご使用の方は」

- ① やよいの青色申告20(令和元年11月発売済)以降のソフトを使用する
令和2年の会計データで電子帳簿保存を「使用する」になっていること
- ② **電子帳簿保存の申請書**を令和2年9月末までに税務署に提出する
申請書に、ご使用のパソコン・プリンターのメーカー名・機種名、使用ソフト名を記述します

電子帳簿保存を行うと、帳簿の印刷は不要になりますが、本年分は通常どおり帳簿の印刷をお願いいたします。

令和3年分より65万円特別控除をする方も、電子帳簿保存の申請書の締切は令和2年9月末日となります！

なお、10万円の青色申告特別控除の改正はありませんので、これまでと同様となります。